

2020 年 1 月 15 日

投資家の皆さまへ

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

アジア高利回り現地通貨建て債券ファンド（資産成長型） 繰上償還（予定）に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、弊社が委託会社として運用を行っております標記の投資信託につきまして、下記の通り繰上償還を実施させていただく予定ですのでお知らせいたします。

敬具

記

1. 繰上償還予定日

2020年 3 月 4 日

なお、繰上償還の可否は、2020年 2 月17日実施の書面決議にて決定されます。

2. 繰上償還理由

「アジア高利回り現地通貨建て債券ファンド（資産成長型）」は、2016年 7 月に設定され、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行ってまいりましたが、信託約款の繰上償還規定の「受益権の口数が10億口を下回る」状態が継続しております。今後も受益権口数の増加が見込み難く、効率的な運用および商品性の維持が懸念されることから、繰上償還することが受益者の皆さまにとって有利であると判断し、信託約款の規定に従い信託契約を解約（繰上償還）するものです。

3. 留意事項

2020年1月16日現在の受益者の方には、2020年1月17日より「議決権行使書面」等を販売会社よりお送りします。2020年1月16日現在の受益者の方で、本繰上償還にかかる議決権行使書面が郵送されてこない場合は、購入された販売会社の本支店等にご連絡ください。

なお、2020年1月15日以降、ファンドをお申し込みいただき、これに伴い取得された受益権につきましては、本件に関する書面決議の議決権はございません。

また、書面決議において繰上償還を行うことが可決された場合においても、組入有価証券等の相場変動等の影響を受け、基準価額は変動することがあります。また、償還準備のため、組入有価証券等を早期に売却することがありますが、この場合、投資対象資産の時価が上昇しても基準価額は上昇しませんので、ご注意ください。

以上の点をご了解の上、ファンドをご購入いただきますようお願い申し上げます。

以上

<本件に関するお問い合わせ>

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル 0120-88-2976

〔受付時間〕 午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）

<お客さまの個別のお取引内容についてのお問い合わせ>

お取引先の販売会社にお問い合わせください。



三井住友DSアセットマネジメント